

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
68	×肢のヒトコト解説 4 1行目	相続放棄取消では,	相続放棄では,	21/2
93	本文上から3行目	一方, Bの債務は残ります。	一方, Bの債権は残ります。	21/2
164	本文下から3~5行目	甲はAに債権を持っているので, 甲は債務を引き受けたうえで相殺するつもりでした。 ここでAと甲の利害がぶつかります。	BはAに債権を持っているので, Bは債務を引き受けたうえで相殺するつもりでした。 ここでAとBの利害がぶつかります。	21/2
165	図表(重過失の箇所)	×	○	21/2
165	問題を解いて確認しよう 1の解答	×	○	21/2
166	×肢のヒトコト解説 1	双方の債務の弁済期が, 現実に到来していなければ相殺することはできません。	(○肢のため削除) ※受働債権の期限の利益を放棄すれば相殺できるため	21/2
178	本文1行目	乙の代金支払いの請求を拒めます。	甲の代金支払いの請求を拒めます。	21/2
186	問題を解いて確認しよう 1の問題文3行目	AはBに対して売買代金を請求することができる。	Bは反対債務の履行を拒絶することができない。	21/2
204	問題を解いて確認しよう 3の問題文2行目	貸主は,	贈与者は,	21/2
222	権利関係の図			21/2

## SD08126 合格ゾーンテキスト 民法Ⅲ【第2版】

235	× 肢のヒトコト解説 2	注文者が材料を出しているので、 所有権は注文者にあります。	請負人が材料を出しているので、 所有権は請負人にあります。	21/2
314	本文上から8行目	特別養子縁組では、	特別養子縁組では、	21/2
320	覚えましょう	親権者が自己の債権を担保するた めに子の所有不動産に抵当権を設 定する行為	親権者が自己の債務を担保するた めに子の所有不動産に抵当権を設 定する行為	21/2
342	× 肢のヒトコト解説 5 2行目	そのため、Cの直系卑属Eは代襲 できます。	そのため、Bの直系卑属Eは代襲 できます。	21/2
349	× 肢のヒトコト解説 1	原則として法定相続分で債務を承 継します。	特定遺贈の場合は、包括遺贈の場 合と異なり、相続債務を承継するも のではありません。	21/2
371	遺言書のサンプル 日付と押印の間	平成14年8月20日 (山田)	平成14年8月20日 山田太郎(山田)	21/2
95	一番上の図	混同によってAの債務だけでなく、B の債務も消滅する	混同によってAの債権だけでなく、B の債権も消滅する	21/4